

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第4号
件 名	文京シビックセンター駐車場条例施行規則の改正を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋 和 田 珠 里
紹 介 議 員	沢 田 け い じ 板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京シビックセンター駐車場の使用料については、「文京シビックセンター駐車場条例施行規則」の第六条第一項第一号(*1)において、「区議会議員の職にある者 年額二万五千元」となっていますが、「文の京」自治基本条例等を読んでも、「区議会議員の職にある者」において、「年額二万五千元」とする合理的根拠を見出すことができません。(※区議は政務活動費を使用料の支払に充てることのできるため、実質的に無料で利用している実態があるとも言えます)

文京区のHPによると、一般区民が利用する際の使用料は、「入庫から出庫までの時間について、30分までごとに250円です。ただし、シビックセンター内の区の機関の事務所、文京都税事務所又は公益財団法人文京アカデミーに申請等のために入車した場合は最初の30分を無料で、30分を超えた時間について30分までごとに250円です」となっているほか、免除規定については「行政側の事務処理に時間がかかるなど使用料の免除が必要であると認めたときは、文京シビックセンター駐車場使用料免除基準の規定によりその分が無料となりますので、申請手続きの際に駐車券を提示してください」とあり、「シビックセンター内の区民施設（シビックホール、区民会議室など）やテナント（レストランなど）の利用並びに講演会や教室への参加などのための入庫については、減免の対象にはなりませんのでご注意ください」となっているなど厳しい運用規定となっています。また、障害者減額制度については、「身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が乗車している場合は、使用料の5割を減額します」となっています。

そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 文京シビックセンター駐車場条例施行規則第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）を検討するよう区長に要請してください。
- 2 上記第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）だけの改正が困難であれば、「区内公共的団体の代表の職にある者」に「区議会議員の職にある者」を加え、「区議会議員の職にある者」が一般区民よりも低額で定額／定期利用する場合には「区長が認めた者」という条件を付し、その上で第六条第一項第一号の削除（同規定の廃止）を検討するよう区長に要請してください。

(*1) 文京シビックセンター駐車場条例施行規則
(使用料の額)

第六条 条例第五条第四項の規定による使用料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 区議会議員の職にある者 年額二万五千元
- 二 区内公共的団体の代表の職にある者であって区長が認めた者 年額三万円